



Title	『諏方大明神画詞』諏方社祭絵第四、六月晦日条考：「藤嶋ノ明神」をめぐるテクストの諸相
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 153, 33-45
Issue Date	2019-08-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/76709
Type	article
File Information	suwa_daimyoujin.pdf



[Instructions for use](#)

『諏方大明神画詞』諏方社祭絵第四、六月晦日条考 ——「藤嶋ノ明神」をめぐるテクストの諸相——

間枝遼太郎

一 問題の所在

『諏方大明神画詞』（以下『画詞』）は、延文元年（一三五六）、諏訪社神官家の傍流の出身で室町幕府の奉行人でもあった諏訪円忠が編纂した、信濃国諏訪社の縁起や祭式を記す文献である。『画詞』は当初、三巻の「諏方社縁起絵」と七巻の「諏方社祭絵」という形で成立し、後に「縁起絵」に二巻が追加され、全十二巻となつた。そのうち「祭絵」は当時の諏訪社の一年の祭祀の内容を記すもので、本稿で扱う六月晦日条もその中に含まれる。次に当該条を掲げる。

晦日田植、藤嶋社ノ前ニシテ此儀アリ。大祝ノホカ神官男女衣服ヲ刷テ此所ニシム。雅楽農具ヲ帶シテ田カヘス。五官ヲ行事トシ、巫女ヲ五月女トス。職掌等鼓取、拍子ヲ打、笛ヲフキ、サヽラヲトテ、歌舞ス。太麻ナガス、河辺ノ身曾木ニハサマカハリタル、今日ノ神事イトイメヅラカナリ。当卅日ヲ經テ熟稻ト

成テ、八月一日、神供ニ備フ。当社奇特ノ其ツナリ。

抑此藤嶋明神ト申ハ尊神垂跡ノ昔シ、洩矢ノ惡祇神居ヲ妨ント

セシ時、洩矢ハ鉄輪ヲ持シテ競ヒ、明神ハ藤枝ヲトリテ、是ヲ伏シ給フ。終ニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興ス。明神誓ヒヲ發テ藤枝ヲ拠シカバ、則チ根ヲサシテ枝葉サカヘ、花藥アザヤカニシテ戰場ノシルヲ万代ニ残ス。藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ。

この六月晦日条は藤嶋社（現在、諏訪大社所管の攝社）で行われる田植神事についての記事となつてゐるが、本稿で注目したいのは、「抑此藤嶋明神ト申ハ」から始まり「明神」と「洩矢」の戦いを描写する後半部分である。

この物語は、「縁起絵」の冒頭ではなく「祭絵」の四巻目の中途と、いう『画詞』の中では比較的目立たない箇所に配されている記述ではあるものの、「諏方大明神講式」（以下『講式』）や「諏訪信重解状」（以下『信重解状』）などの他の諏訪社関係の文献と共通する内容を持つ諏訪社の代表的な縁起譚の一つとして、諏訪の歴史や諏訪信仰

を考える上ではよく参照してきたものである。例えば青木隆幸氏は、『信重解状』と『画詞』にそれぞれ見える類話と共に「諏訪大明神入諏伝承」と括り、

を展開していく。

右の山本氏の論に端的に見られるように、この物語は今日ではふつう、諏訪大明神が垂迹時に藤を持って洩矢という悪賊と戦い勝利を収めたというものだと解され、「抑此藤嶋明神ト申ハ」、「藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ」という形で言及される「藤嶋ノ明神」は諏訪大明神の異称であるとされる。⁴ そしてその理解のもと、諏訪社の他の資料に見られる類話とは内容的な差異はあまりないものと扱われ、諏訪研究に利用されてきた。

にはめ込んでこそ、はじめて光彩を放つ。この神話は、諷訪神社が武士階級のイデオロギーたるにふさわしい新たな神性の創出（軍神的性格）へと向かっていく試みの一つとして、創作されたものだつたのである。²

と『信重解状』と『画詞』の二書の物語に共通する性格を論ずる。

また、山本ひろ子氏は、

諏訪大明神が垂迹した昔、「漏矢」の悪賊神が妨げようとし、「鉄輪」で抗ったが、明神は「藤の枝」で阻止した。そして明神は誓願を発し、藤の枝を投擲すると、たちまち根付き、枝葉は茂り、華やかに開花したので、「戦場のしるし」とした。それにもちなんで諏訪大明神を「藤島の明神」と号するという。「諏訪大明神講式」もほぼ同じで、諏訪大明神は「今（の）藤島の明神是也」と述べている。たとえ『画詞』が京都系諏訪の縁起書としても、諏訪明神³「藤島の明神」という異称はなまなかないではない。

として、『講式』にも触れながら、諏訪大明神の性格についての考察

うことである。特に、戦後における研究では顧みられてこなかつたことであるが、洩矢と戦つた神について、かつては前述の解釈とはまた異なる解釈がなされることもあつたことに注意しておきたいたい。

その異なる解釈の代表的な例としては、国学者松沢義章の『顕幽本記』（嘉永年間（一八四八—一八五五）頃成立）に見える、

又藤島大明神と称るは、大御神此地を内縣と定め玉ひ、大宮造り為玉はむと思ほし食し時、守屋神といふ神元より此地を領くわすきて在けるが、大御神を此地に入れ奉らじと距よみ防さへぎ奉りしかば、藤島大明神に詔玉ひて其を伐しめ玉ひければ、守屋神力及ばで従ひ奉りて他所に去れり。此は画詞の書に徵文あり。⁵

という記述や、神道学者宮地直一による

……その原型に溯る時は、諏訪神に反抗者として洩矢の存在及

び之が征服者として藤島明神の活動を教へ、かの神武天皇が大和国を平定の際、饒速日命が長隨彦を誅して王師に帰順された

故事に類似の傾向を見せてゐる。蓋し新來の優越族に対し、固

有勢力が両派に分れて互に相鬭争した結果が一方の不成功に終つたことをいふものであらう。⁶

という説を挙げることができよう。松沢は藤嶋ノ明神を諏訪大明神の配下のように捉え、洩矢と戦つたのは藤嶋ノ明神とする。また、宮地は在地勢力のうち新來の勢力（諏訪大明神）に帰順した者たちに相当するのが藤嶋ノ明神であると捉えている。二者の間には藤嶋ノ明神の位置付けに関する多少の違いはあるものの、どちらも諏訪大明神と藤嶋ノ明神を異なる神とし、洩矢と実際に戦つたのは諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神であると解しているのである。

そうした複数の解釈があり得るものであるにもかかわらず、『画詞』当該条の「藤嶋ノ明神」に関する部分についての検討は十分に行われないまま現在に至つてゐる。よつて、『画詞』のこの物語を正確に捉えるには、文中の「尊神」「明神」「藤嶋ノ明神」はどれが同じ神で、どれが違う神なのか、洩矢と戦つた神は諏訪大明神でよいのか、といった点を改めて検討することが必要となる。本稿ではその点について、これまで同様の内容と考えられてきた関連する他資料との比較も行いながら再考し、先行研究において見逃されてきた『画詞』六月晦日条の特質を捉えることを試みる。

諏訪上社には「上十三所」「中十三所」「下十三所」と呼称される、三十九の摂末社がある。そして藤嶋社はそのうちの「中十三所」の一社であった。その十三所の記述は、神満実（守矢満実、寛正五年（一四六四）から延徳四年（一四九二）までの記録である「神長守矢満実書留」の著者）の奥書がある神長本「諏訪上社物忌令之事」に

二 「藤嶋ノ明神」と諏訪大明神

『画詞』の当該物語について考えるときは、まずその物語が置かれた位置を正確に把握しておく必要がある。これは諏訪社の「縁起絵」ではなく「祭絵」の巻に収められた、六月晦日に藤嶋社の前で行われる田植神事の記事に付随する、藤嶋社の藤嶋ノ明神の由緒を語る記述なのである。「抑此藤嶋明神ト申ハ……」という語り出しはそのことをよく示していよう。前節で見たようにこれを文脈から切り取つて諏訪大明神の縁起として扱う向きもあり、また実際に「信重解状」や「講式」といった資料においては類話が諏訪大明神の縁起として取り扱われているのであるが、ここでは、それら関連する他資料とは異なる位置に『画詞』の当該条は置かれている。ということを認識することが重要となる。少なくとも『画詞』においては、これは上社の諏訪大明神の縁起を直接語ろうとするものではない。

それを踏まえて、まず「藤嶋ノ明神」なる神について考えてみよう。ここで仮に「藤嶋ノ明神」が諏訪大明神の異称だとすると、藤嶋社の神は諏訪大明神ということになる。果たしてそう見ることは妥当だろうか。

あるのが古い。それには次のようにある。

中十三所名帳

一一番

藤島大明神不動

三番

鶴冠大明神_{薬師}

七ミカシキドノ

御飯殿毘沙門

五ノヤケ

習焼大明神不動

九若宮_{阿弥陀}神宮寺

内御玉殿

四醉藏大明神_{大日}

六御座石大日

八相本

如意輪虛空藏

十太四御庵十一面

十二御作久田_{宝性}仏

十三アキヨ_{辨才天}7

山御庵_{虚空藏}

十一

闕庵_{辨才天}

十三アキヨ_{辨才天}

中十三所の筆頭に「藤島大明神」が見えているが、ここではそれ

に付随する情報に着目したい。神長本『諏方上社物忌令之事』の十三所名帳は各社の名称の下にそれぞれの本地を記す形式になつてゐる。それが藤島大明神の場合、「不動」、すなわち不動明王となつてゐるのである。

一方、諏訪大明神の本地については、神長本『諏方上社物忌令之事』には「每ク御本他_地訪ハ西方補處之薩埵影_ヲ秋津洲之波_ヲ浮ベ一陰事」には「陽之靈祠威_{レレ}豊葦原風振ウ。又十種之願網敷_ニ苦海ニ、……」と

ある。十種の願網を苦海に敷く薩埵とは、『華嚴經』にて十種の願を立てたと説かれる普賢菩薩のことと考えられる。『画詞』縁起絵上にも「爰ニ信州諏訪大明神ハ本地ヲトブラヘハ普賢大士ノ應作」とあるなど、中世において諏訪大明神の本地は一般に普賢菩薩とされていた。⁸すなわち、神長本『諏方上社物忌令之事』においては、藤嶋ノ明神と諏訪大明神はそれぞれ本地が異なるとされているのである。このことを見逃すことはできない。

藤嶋社の本地については同じく十三所の本地を載せる『上中下十三所造宮』にも「不動」とあるため、神長本『諏方上社物忌令之事』だけが主張する特異な説というわけではないと考えられるが、ここで重要なのは、藤嶋社の本地が不動明王であるか、あるいは別の仏や尊格であつたかではなく、藤嶋ノ明神が諏訪大明神とは異なる本地を設定され得る存在として認識されていたという点である。このことは、十五世紀後半頃の諏訪において、藤嶋ノ明神と諏訪大明神が、「異称」という関係ではない異なる存在として認識されることがあつたことを示している。

これはあくまで『画詞』より一世紀ほど後の一つの資料に見られる認識であるから、例えは『画詞』と同時代、あるいはそれ以前、藤嶋ノ明神が諏訪大明神の異称であるという認識が無かつたとは言いつ切れない。しかし管見の限りでは、諏訪大明神の異称が藤嶋ノ明神であるという言説も、藤嶋社の神が諏訪大明神であるという言説も、中世においては他に見られないものである。山本ひろ子氏は前掲の引用箇所で、「講式」(円忠による、『画詞』編纂後の著作)¹⁰も「藤島の明神」が諏訪大明神の異称であると述べているとしていたが、

実際に『講式』の該当部分を見ると、

抑往事幽邈何以覈諸。明神所現之藤、發誓而擲レ地、邪賊鬪諭
之砌、詫レ根而成レ林。今藤嶋明神是也。自レ尔以来　□　藤花
鮮、八百余之春霞雖レ悛、青松枝接数千年之秋翠猶深。是眼前
龜鑑。誰敢懷一狐疑。¹¹⁾

と、明神（『講式』）では諏訪大明神を指す。第三節にて詳述）が投げ
た藤が根付き林となり、今なお榮えている。それがかつて洩矢との
戦闘があつた証拠である、という文脈になつていていることがわかる。

傍説部「今藤嶋明神是也」が洩矢と争つた「明神」（諏訪大明神）を
指す表現であるとすれば山本説が成り立つことになるが、文脈を見
る限りそうはなつておらず、直前の林となつた藤のことを言つてい
るところのが自然である。「今藤嶋明神是也」は、藤の林となつたそ
の場所が今の藤嶋ノ明神の鎮座地であるという意味か、あるいは寛
政年間頃のものかと言われる『諏方誌』が「藤鎰今ニ不レ枯シテ長茂
ス。コレヲ藤嶋ノ神ト崇ム」と述べるよう、その藤林 자체を神と
称したものと受け取られる。よつて、ここで「藤嶋明神」が諏訪大
明神の異称であると示されているとは解し難い。

また、『信重解状』においては、諏訪大明神と「守屋大臣」との争

いに用いられた藤が後に森となつたことを記すものの、藤嶋ノ明神
への言及 자체が存在しない（第四節参照）。

以上見てきたように、藤嶋社の藤嶋ノ明神を諏訪大明神と同一の

存在とは扱つていないと判断できる資料は確認される一方で、異称
であると記す資料——近年の諸先行研究の読みを保証する資料
——は中世において他に確認できない。

三 『諏方大明神講式』との比較

さて、前節のように当該条の「藤嶋ノ明神」を捉えたとき、当然
ながら、これまで意識されてこなかつた『講式』や『信重解状』の
類話との違いが顕著に立ちあらわれてくることになる。本節から

ここで改めて第一節に掲げた『画詞』の内容に立ち返つてみると、
末尾の「藤嶋ノ明神トガウスル此故ナリ」の一文が、当該条に見え
る「明神」が「藤嶋ノ明神」と呼ばれることを述べたものであるの
は間違いない。ここに、モリヤと諏訪大明神との戦いを記す『講式』
や『信重解状』を重ねて読めば、諏訪大明神＝藤嶋ノ明神という通
説の見解が導かれることになる。しかし、ここまで検討してきたよ
うに、『講式』や『信重解状』も藤嶋ノ明神を諏訪大明神の異称とし
て語るものではなく、他に両者の同体関係を保証する資料は見当た
らない。また、『画詞』当該条においては、諏訪大明神の垂迹を指す
ことが明らかな箇所については「尊神」の語を用い、他はすべて「明
神」と書き分けられている。そのまま読めば、第一節に掲げた旧説
のよう、「尊神」は垂迹した諏訪大明神、「明神」は「抑此藤嶋明
神ト申ハ」と語り起こされる藤嶋ノ明神であり、両者は別神である、
と捉えるのが妥当ということになろう。

以上のように、『画詞』自体の表現に照らした場合も、周辺の資料
状況からも、当該条は藤嶋社の神事の由来を語るという目的に沿つ
て、モリヤとの争い自体を藤嶋ノ明神の事跡として語つたものと見
るべきではないかと考えられる。

は、「画詞」の物語の特質を明確にするため、その違いに注目しながら「画詞」と「講式」および「信重解状」の記述を比較していく。まず、円忠の後の著作である『講式』との比較から、『画詞』六月晦日条の独自性を確認していきたい。

『講式』は六段の式文からなり、本節で扱うのはそのうちの、諏訪大明神の垂迹を語る第二段である。次に掲げるのが、前節に掲げた『講式』の引用箇所の少し前、『講式』における洩矢との争いの箇所の記述である。

如彼文者、□大明神者、本中天竺国主也。為師子頬王之玄孫、作貴德大王之長子。能耀武德退魔軍於遐方、普施仁政及皇化於隣庶。南幸波戸国、射二悪龍一而救民黎。即治彼國号譙波皇帝。東到金□殖善苗而行弘道、屢住彼山祈紫金妙果。……爰逮乎終ト勝地於信州永排中權扉於当郡上。魔王振威忽成神敵。出彼天竺者、現美教大臣、挿野心擬危王威。來此日本者、変洩矢惡賊、懷狼性欲レ妨神居。然間洩矢者持鉄輪而爭レ之、明神□採藤枝而降レ之。遂乃邪輪令レ帰正道、魔障不レ尅神威。

ここでは、諏訪大明神は元々中天竺の王であつて、魔軍を退け、悪龍を退治し、弘道修行を行つていた、とされる。続いて、天竺において魔王が「美教大臣」という臣下として現れ、大明神に反逆するという事件があり、後に大明神が日本に神として垂迹すると、今度は魔王は洩矢となつて神居を妨げようとしたが、大明神は藤枝をもつてそれを自ら打ち倒し、遂に正道に帰さしめた、という話が語

られる。前節でも触れたように、『講式』では洩矢を藤で倒す「明神」は諏訪大明神のことになっているのである。その話を踏まえて、往事の争いがあつた証拠として、大明神の藤が戦場に根付いて林となりそれが藤嶋明神として今も残つているのだ、と示すのが、前節に見た『講式』の引用箇所であった。

『講式』の一連の物語の特徴としては、まず、天竺の王としての諏訪大明神の活躍の描かれ方が「画詞」とは異なるということが挙げられる。諏訪大明神が天竺にて王であったという話 자체は、

『画詞』にも諏方社祭絵第六、御射山御狩神事の条に、

扱モ此御狩ノ因縁ヲ尋レハ大明神昔天竺波提國ノ王タリシ時、七月廿七日ヨリ同廿日ニイタルマデ、鹿野苑ニ出テ狩ヲセサセ給ケル時、美教トイフ乱臣、忽軍ヲ率シテ王ヲ害シ奉ラントス。其時王金鈴ヲ振テ蒼天ニ仰テ、八タビ叫テノタマハク、我今逆臣ノタメニ害セラレントス。狩所ノ畜類々^{マタク}ノタメニアラズ。仏道ヲ成セシメンガタメ也。是モシ天意ニ叶ハゞ、梵天我ヲスクヒタマヘト。ソノ時梵天々眼ヲ以テ、是ヲ見テ、四大天王ニ勅シテ、金剛杖ヲ執テ群衆ヲ誅セシメ給ニケリ。今ノ三斎山其儀ヲウツサル、ヨシ、申ツタヘタリ。八叫鈴スナハチ彼國ノ靈宝ヲツタヘテ、今ノ神宝ニモチラル。四維御柱^カハ四天擁護ノシリシ、九治ノ羅錬ハ衆魔摧伏ノ利鍔ナリ。コ、ニシリヌ、神明慈悲ノ歟猶ハ、群類濟度ノ方便ナリトイフ事ヲ。

と記載されているが、ここには一本松康宏氏が指摘するように、『講式』のように武徳をかがやかせ魔軍を退けた、悪龍を退治した、などの描写はない。悪龍退治など、『講式』の描写の一部は原原本『諏

方上社物忌令之事」（嘉禎四年（一二三八）の奥書あり）に「南方幸一
波斯国」、降伏惡龍¹⁵救¹⁶「万民」。彼國治為三阪波皇帝。東方至¹⁷金
色山、「殖善苗」成¹⁸「化」。と見えており、「講式」ではそういった描
写が積極的に盛り込まれることによって、「画詞」とは一線を画した
諷訪大明神像が形成されているのである。

次に指摘できる特徴として、洩矢の描き方の相違が挙げられる。

『講式』では、洩矢の正体は魔王であつて、天竺において大明神に反
逆した「美教大臣」として現れた存在であるとされる。「美教」なる
臣下の反逆の話は「画詞」でも前掲の御射山御狩神事の条に見える
が、そこでは、大明神に救いを求められた梵天が四天王に命令して
群衆を誅したと言われるのみで、「美教」と六月晦日条に登場する「洩
矢」との関係性についての言及はなく、洩矢という存在がどのよう
な出自を持つのかについて語られることもなかつた。しかし「講式」
はその両者の繋がりを「魔王」という形で表し、その魔王洩矢を最
終的に諷訪大明神自身が降したと語り、諷訪大明神の手によつて邪
輪が正道に帰したと説くのである。

すなわち「講式」は、仏道修行を行い、魔軍・惡龍・魔王といつ
た、煩惱の象徴として扱われる存在や仏敵を打ち倒す者として、「画
詞」とは異なるた諷訪大明神像を描き出していった。「講式」は「講式」、
すなわち仏などの徳を讃えるための法会において用いられる文章で
あるから、その諷訪大明神の描き方はまさに「講式」としての目的
に合致する。そして、洩矢との争いの話は、その諷訪大明神の仏教
的な称揚を締めくる、重要な位置を占めるものであつた。

諷訪大明神が仏敵洩矢を降伏するという構図が「講式」の目的に

おいて重要なことは、洩矢打倒の記述の直後に存在する次の文
章においても、よくあらわれている。

彼物部守屋者、仏法之怨敵也。上宮太子誅¹⁸レ之、耀¹⁹惠日於若木
郷²⁰。此山家洩矢者神明之讐敵也。当社明神罰²¹レ之扇²²威風於扶
桑朝²³。是又怨賊牴離²⁴異、恰恰名似²⁵レ同。緯之奇特得而難²⁶稱、

権化之主仰而可²⁷信者歟。

ここでは、名前の類似、そして仏法・神明の敵という点から物部
守屋と洩矢を並べ、同時にそれらを打ち倒した者として聖德太子と
諷訪大明神を並べている。『日本書紀』では丁未の乱において厩戸
皇子が軍事的に活躍したとは書かれないので、それに従えば聖德太
子が物部守屋を誅したという言い方にはなり難いところであるが、
そのように表現するのは、「講式」が『日本書紀』ではなく、中世に
展開・流布した太子伝を参照したためと考えられる。

例えば、十四世紀初頭頃には成立していたとされ「聖德太子伝記
類」のなかで中世的展開を示す最も代表的な伝記¹⁶と言われる（文保
本系太子伝）系統の有力な伝本である醍醐寺本『聖德太子伝記』を
参照すると、聖德太子の言葉として、

密告²⁸左右大臣²⁹曰、生者必滅會者定離雖³⁰不³¹迷之理³²、當³³時³⁴
取³⁵レ身悲³⁶哀失³⁷本心³⁸如³⁹レ斯。次⁴⁰守屋⁴¹為⁴²レ發⁴³己⁴⁴威勢⁴⁵奉⁴⁶咒⁴⁷詛⁴⁸事
天下無⁴⁹レ隱⁵⁰既⁵¹達⁵²叡聞⁵³。定天皇最後⁵⁴一念恨深⁵⁵マシマスラン。
亦⁵⁶一歲燒⁵⁷私⁵⁸吾⁵⁹所⁶⁰レ建之堂塔⁶¹破⁶²滅⁶³三⁶⁴宝妙道⁶⁵。旁⁶⁶為⁶⁷レ君⁶⁸吾⁶⁹為⁷⁰吾⁷¹、
王法⁷²仏法⁷³之大怨敵也。同⁷⁴ハ御葬送已前⁷⁵誅⁷⁶守屋⁷⁷私⁷⁸天皇⁷⁹一念之
委執⁸⁰、奉⁸¹レ赴⁸²私⁸³果⁸⁴万德之實地⁸⁵ト所⁸⁶存也。各同心シ玉ハ⁸⁷ヤ

ト泣々宣ケレバ、

と、傍線部のよう仏法の「怨敵」たる守屋を太子が「誅」そうとするという、「講式」にも通じる表現が確認される。文保本系太子伝は、このように、仏法に仇なす守屋と仏法を守護する太子の戦いという構図を一つの柱として、丁未の乱を描いていた。

また、「講式」の聖徳太子に対する「耀惠日於若木郷」、および諏訪大明神に対する「扇威風於扶桑朝」という評価に対応すると思われる表現も、醍醐寺本『聖徳太子伝記』では、太子の守屋討伐の後に百済の威徳王が送つたという文の中に、

百濟表云、

謹送達東海國聖皇。

朕聞、

慈悲大聖、漢土機縁尽、示化於日域。哀哉、漢帝東流之昔夢、思念懷旧之感涙難禁。貴哉、法王西來之古猷、有禮驗片州之有情得利益。仍臣等、隨喜之余、尺尊御舍利并三藏大師等所レ奉レ渡也。伏請慈悲聖王、照仏日於若木之郷、覆慈雲於扶桑之云云。

という形で見えている。つまり「講式」の「彼物部守屋者」に始まる箇所は、そのような当時流布していた太子伝の影響のもと、物部守屋を誅して仏教を興隆させた聖徳太子のイメージを諏訪大明神と重ねて、諏訪大明神をやはり仏教の立場から称揚しようとするものであった。そしてその説き方を成り立たせる要として機能しているのが、諏訪大明神が「物部守屋」と名が通じる「洩矢」を降伏したというエピソードなのである。

以上のように、「講式」において、諏訪大明神と洩矢の争いは、諏訪大明神が仏法を守護し興隆させる神であることを主張するという

目的のために存在していた。またそれゆえに、戦場の跡としての「藤嶋明神」の実在は、「講式」にとて、洩矢との争いの実在を証するものであるとともに、諏訪大明神が洩矢に勝利した仏法の守護者であることを証するものの一つでもあることになる。「講式」の文脈における「藤嶋明神」の存在意義はここにあると言えよう。

このように見えてくると、「画詞」の洩矢、諏訪大明神、藤嶋ノ明神の三者全てが、「講式」とは異なる現れ方をしていること、そして六月晦日条が「講式」と異なる論理を持つことが浮き彫りとなる。「画詞」においては、洩矢は天竺で諏訪大明神に反逆した魔王とはされず、またその洩矢を倒し「終ニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興」したとされるのは諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神であった。「講式」は諏訪大明神と洩矢の関係性の中で諏訪大明神を仏教的に称揚しようとしており、その論理を支える存在の一つとして藤嶋明神に言及しているにすぎなかつたが、「画詞」六月晦日条ではむしろ祭式の主神である藤嶋ノ明神について語ることに眼目があるのである。

四 『諏訪信重解状』との比較

統いて、「信重解状」（宝治三年（一二四九年）の奥書あり）を見ていこう。「信重解状」は、資料内部の記述によれば、諏訪上社と下社の間でどちらが本宮であるかが争われた際、上社が本宮であることを幕府に主張するべく書かれたものであるという。これが本当に宝治三年にそのような経緯で書かれたものであつたかについては議論があるものの、書状の各条の終わりには「このことから上社が本

宮であることは明らかである」といった旨の文言がそれぞれ付されており、少なくとも、上社が下社に優越する存在であるということを読む者に訴えることがこの文書の主たる目的であつたことは確かと言える。

その『信重解状』のモリヤの物語は、第一条「守屋山麓御垂跡事」に次のように見える。

右謹檢「旧貫」、當砌昔者守屋大臣所領也、大神天降御之刻、大臣者奉レ禦「明神之居住」勵「制止之方法」、明神者廻下可レ為「御敷地」之秘計上、或致「諍論」、或及「合戰」之處、兩方難決「雌雄」、爰明神者持「藤鎰」、大臣者以「鐵鎰」、懸此所引之、明神即以「藤鎰」令「勝」得軍陣之諍論「給」、而問令レ追「罰」守屋大臣、「トニ居所当社」以来、遙送「数百歲星霜」、久施「我神之称」、譽於天下給、應跡之方々是新哉、明神以「彼藤鎰」自令レ植「藤」于天、地、人之前、給、藤栄枝葉号「藤諏方之森」、毎年二ヶ度御神事哉、勤レ之、自レ尔以來以「当郡」名「諏方」、爰下宮者當社依「夫婦之契約」示「姫大明神之名」、然而當大明神、若不下令レ追「出守屋」給上者、争両者ト居御哉、自「天降之元」初為「本宮」之條炳焉者哉、守屋大臣の所領であつた土地に諏訪大明神が天降つて争いになつたが、争論でも合戦でも雌雄を決することはできず、最終的に両者はそれぞれ藤鎰と鉄鎰を土地にかけて引き合う。藤と鉄で引き合えば鉄のほうが有利に思われるが、靈威のあらわれか、勝利したのは藤鎰を持つた諏訪大明神であつた。そして敗北した守屋は土地から追い出され、諏訪大明神は上社として鎮座した。その由来によつて、

上社が本宮であることは明らかなのだという。

この『信重解状』の物語は、第一節にて引用した青木氏の論以外にも、例えば『諏訪市史』に、

(2)(3)の伝承（『画詞』と『信重解状』の伝承——稿者注）をみると、明神が諏訪に入るさい地元の守矢氏と抗争があつたこと、大神が天降るさいに神宝を持参したこと。抗争の時に明神は藤の枝（鎰）守矢は鉄の鎰をもつて争つたことが記録されており、同一の伝承を伝えているとみられる。²²

と書かれるなど、「画詞」と基本的な筋は共通するものとして扱われてきた。しかし『信重解状』は、先に取り扱つた「講式」と同じく、藤を持つて争う神を諏訪大明神としているのであり、その位置に藤嶋ノ明神を立てる「画詞」とは物語の主役となる神が異なる。これは物語の筋に関わる相違点であつて、両者の間には「同一の伝承」とするだけでは済まされない大きな違いが存すると言える。

また、「画詞」との差異に注目しながら『信重解状』を読んでいくと、第二節でも触れたように、『信重解状』にはそもそも「藤嶋ノ明神」の活躍どころか、その名さえ見られない、という点も指摘できる。「明神以「彼藤鎰」自令レ植「當社」之前、給、藤栄枝葉号「藤諏方之森」、毎年二ヶ度御神事勤レ之」とある部分の「二ヶ度御神事」が藤嶋社の六月晦日田植神事と十一月二十五日の「藤島御神事」を指すとされるため、藤嶋社に関連する記述自体が無いとは言えなが、それでも『信重解状』において「藤嶋ノ明神」や「藤嶋社」の名が表に出てくることはない。藤が榮えたことに関連して名付けられたものが「藤嶋ノ明神」ではなく「藤諏方之森」となつてているの

も、藤嶋社に対する『信重解状』と『画詞』の語り方の違いを象徴的に示していよう。

『信重解状』では上社が本宮たることを説くことに眼目が置かれていたが、諏訪大明神が守屋を追い出したと語ることも、采えた藤が「藤諏方之森」となつて郡名が「諏方」となつたと語ることも、諏訪の地が拓かれるその初めの當為に上社祭神が深く関与したと主張するためにあるもので、結局はその上社の優位を説くという目的へと収斂されている。一方、『画詞』にはそのような論理も語り方も見られない。そこでは『信重解状』に名前が出てこない、「藤嶋ノ明神」が登場し、しかもその神が物語の主役として振る舞う。『画詞』では、「祭絵」の巻という、神事の説明が要請される文脈に応じて、神事の場である藤嶋社の藤嶋ノ明神の物語が展開されていた。ここでも『画詞』と『講式』の場合と同様、それぞれのテクストごとに異なる論理と語り方が現出しているのである。

五 おわりに

以上、本稿では『画詞』六月晦日条の読解の問題を再検討し、これまで同一に近い内容を持つとされてきた『講式』『信重解状』の類話との相違を確認、そしてそこから『画詞』六月晦日条の特質を探つた。

『画詞』六月晦日条は、諏訪大明神ではなく藤嶋ノ明神が洩矢を倒し「邪輪ヲ降シテ正法ヲ興」したと語るものであった。その内容は、第一節で見た青木氏の論において説かれる「諏訪大明神の軍神化」

の流れには当てはまらない。また、円忠が後に『講式』で見せる、諏訪大明神の仏教的視点からの称揚の姿勢とも異なる。では『画詞』全体に諏訪大明神を軍神として仏教の守護者として見せる意識がないのかと言えば、勿論そうではない。石井裕一朗氏が指摘するように、『画詞』「縁起絵」上・中・下の三巻は「前半では諏訪明神の軍神としての活躍が、後半では仏法の擁護者としての活躍が描かれ²⁴る」という共通の構成を持つ。その「縁起絵」三巻という強力な諏訪大明神称揚意識を持つ巻と同じ作品内に存在し、なおかつ編者の円忠も『講式』に見えるように同じ素材を用いて諏訪大明神称揚の話へと転換させ得る人物であったにもかかわらず、〈藤嶋ノ明神の活躍〉という要素がここで前景化されているという点にこそ、六月晦日条の物語の特質はある。

そしてその特質は、〈六月晦日の田植神事〉と、神事の場である藤嶋社について語る〉という、当該条の持つ目的と共にあつた。『講式』や『信重解状』はそれぞれの持つ論理によつて諏訪大明神を称揚しようとした試みであり、それらの中ではモリヤとの争いの物語もその称揚の一環として存在するものであつたが、『画詞』六月晦日条にはそのような諏訪大明神称揚のための論理は見られない。『講式』のような形で積極的に物語を読み換えてまで諏訪大明神を称揚しようとはせず、神事を中心に据えた記述に徹するのである。そこに、多くの撰末社を含めた様々な場で行われる諏訪社の一年の神事とそれによつてわる奇瑞を体系的に記述する『画詞』「祭絵」の部の姿勢があらわれている。

これまでの諏訪社関係の研究は、諸文献に見える記述の一部から

古い諏訪の歴史や諏訪信仰の姿を抽出しようという姿勢のものが比較的多く、特に『画詞』六月晦日条についてはそれが顕著であった。

そういうたたずみが、本稿で確認したような多様な記述のあり方を等閑視させていたものと思われるが、今後はそこに目を向け、それぞれのテクストの置かれた文脈を踏まえた読解を行っていくことが、諏訪社縁起の様相をより正確に捉えるためには必要となる。特に『画詞』については、その内部の「縁起絵」と「祭絵」の性格の差異にも注意していく必要がある。

そして、そうしたテクストごとの記述の展開は、必ずしも諏訪社縁起内部だけで完結する営みではない。『講式』で太子伝の影響のもと諏訪大明神と聖德太子が重ねられていたように、外部のテクスト群とも関わり合いながらそれは展開していた。個々のテクストを一般化し、一元化した先に「古代」を見出していく、という視点によつては捉えきれない、中世のテクスト自体の運動の問題がここには存在するのである。その動態を個別のテクストに即して捉え、中世テクスト群の多元的な関わり合いを明らかにしていくことが、今後さらに求められるだろう。

〈注〉

- 1 「諏方大明神画詞」の引用は近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話 続々』(古典文庫、一九七一年)により、読解の便宜のため私に改行を加え、濁点を付した。
- 2 青木隆幸「中世的神話世界の形成——諏訪上社大祝と『諏訪大

明神絵詞』をめぐって——」(『長野県立歴史館研究紀要』十八号、二〇一二年三月)三〇頁。

山本ひろ子「中世諏訪社の一考察 失われた芸能と伝承を求めて」(『東西南北二〇一六 和光大学総合文化研究所年報』二〇一六年三月)二七頁。

4

- 諏訪大明神(あるいはタケミナカタ)が藤を持ち洩矢と戦つた神である、そして「藤嶋ノ明神」は諏訪大明神のことである、という理解を明確に示すものにはこのほかに諏訪史談会編『諏訪史蹟要項十四 岡谷市川岸篇』(諏訪史談会、一九五七年)、金井典美「諏訪信仰の性格とその変遷」(古部族研究会編『諏訪信仰の発生と展開』永井出版企画、一九七八年)、矢崎孟伯「諏訪大社」(銀河書房、一九八六年)、諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻(諏訪市、一九九五年)、工藤浩「タケミナカタ神の諏訪鎮座をめぐって」(『国文学研究』第百四十三集、二〇〇四年六月)、原直正「守屋山の習俗と伝承」(山本ひろ子編『諏訪学』国書刊行会、二〇一八年)、二本松泰子「諏訪信重解説」の新出本と『諏方講之式』——大祝家文書の中の諏訪縁起——(二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)などがあり、藤嶋ノ明神と諏訪大明神とするものには藤森栄一『銅鐸』(学生社、一九六四年)、真弓常忠「鉄輪と藤枝——諏訪大明神絵詞』の意味するもの——」(『皇學館大學紀要』十八輯、一九八〇年一月)、鈴鹿千代乃「建御名方神の王国」(鈴鹿千代乃・西沢形一編『お諏訪さま——祭りと信仰』勉誠出版、

- 二〇〇四年）、二本松康宏「諏訪縁起の変容——坂波大王から甲賀三郎へ」（福田晃・徳田和夫・二本松康宏編『諏訪信仰の中世・神話・伝承・歴史』三弥井書店、二〇一五年）などがある。
- 『顯幽本記』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷二十（諏訪史料叢書刊行会、一九三四）により、私に句読点、濁点を付した。
- 宮地直一『諏訪史』第二巻前編（信濃教育会諏訪部会、一九三一年）六一頁。
- 神長本『諏方上社物忌令之事』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷三（諏訪史料叢書刊行会、一九二六年）により、私に濁点を付した。
- 久保田収『中世の諏訪大社』（『神道史研究』第二十三巻第五・六号、一九七五年十一月）二六六頁。
- 諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷二十六（諏訪史料叢書刊行会、一九三七年）所収。
- 神道大系編纂会編『神道大系』神社編三十 諏訪（神道大系編纂会、一九八二年）一〇頁、石井裕一朗「中世における『諏訪大明神絵詞』と『絵詞』関係史料群の形成」（『法政史論』第四十二号、二〇一五年三月）七八頁。
- 『諏方太明神講式』の引用は神道大系編纂会編、注10前掲書による。
- 「尊神」の語は『画詞』の中に、「尊神大師ノ值遇、法花ノ結縁他ニコトナリシ御事ナリ」（縁起絵中）、「尊神御発向ノ故ニ賊船漂倒ナドアリシカドモ」（縁起絵下）、「サテモ尊神化現ノ御体ハ本社ヨリ鎮西菖崎社、博多津ニテ同時ニ見ヘサセ給タリケレバ」（縁起絵下）、弘安宝暦三ハ尊神ノ御体ヲ雲中ニ顯シテ、蒙古ノ賊船ヲ波上ニテツカヘス」（縁起第一）、「上壇ハ尊神ノ御在所、鳥居格子ノミアリ」（祭絵第一）、「水上ノ射礼ハ延暦ノ昔、尊神化現ノ奇特ナリ」（祭絵第四）、「是則安倍高丸追討ノ時、尊神旅宿客ノ姿ヲ現シテ」（祭絵第七）と見えるが、全て諏訪大明神を指して用いられている。
- 二本松康宏、注4前掲論文、一一五、一一六頁。
- 原家本『諏方上社物忌令之事』の引用は神道大系編纂会編、注10前掲書による。
- 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『中世聖徳太子伝集成』第二卷 真名本下（勉誠出版、二〇〇五年）四五五頁。
- 醍醐寺本『聖徳太子伝記』の引用は注16前掲書により、私に句読点、濁点、返り点を付した。
- 文保本系太子伝における物部守屋像については、松本真輔「悪役守屋の形成過程——聖徳太子伝における物部守屋像の変遷——」（『聖徳太子伝と合戦譚』勉誠出版、二〇〇七年）に詳しい。
- 井原今朝男氏は「鎌倉前半までに成立していた諏訪縁起関係史料としての分析には耐えうる史料群と判断しておきたい」（井原今朝男「鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道——

- 中世御記文の時代的特質について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第百三十九集、二〇〇八年三月、一六一頁）とする。一方、祢津宗伸氏は殺生功徳論の成立史の観点から、「諏訪上社物忌令之事」と共に、奥書の年代に成立したものではないとし（祢津宗伸「中世諏訪信仰成立史料としての『広疑瑞決集』とその意義」『中世地域社会と仏教文化』法藏館、二〇〇九年）、福田晃氏は「諏訪上社物忌令之事」と共に元寇以後の成立と論ずる（福田晃「『神道集』『秋山祭事』『五月会事』の生成」『安居院作『神道集』の成立』三弥井書店、二〇一七年）。また、細川重雄氏は建武政権期に新政権に提出されたものとし（二本松康宏、注4前掲論文）、中澤克昭氏は「画詞」や「講式」が成立した後にそれらを参照して偽作されたものという見解を示す（中澤克昭「『広疑瑞決集』と殺生功徳論」（二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年）。
- 『諏訪信重解状』の引用は諏訪史料叢書刊行会編『諏訪史料叢書』卷十五（諏訪史料叢書刊行会、一九三一年）による。
- なお、「守屋大臣」とは、中世の太子伝などにおいて、物部守屋を指すのに用いられる名称である。例えば、第三節に引用した醍醐寺本『聖德太子伝記』をはじめとする文保本系の諸本には「守屋大臣」が物部守屋を指す語として多く見える。（『信重解状』の「守屋大臣」についても、物部守屋本人を指す用法である可能性を考慮に入れて読む必要があるだろう。諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻（諏訪市、一九九五年）六八三頁）。
- 22
- 23 伊藤富雄「諏訪上社神長官の研究」（伊藤麟太朗編『伊藤富雄著作集』第一巻、永井出版企画、一九八八年）四七頁。
- 24 石井裕一朗「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰——『諏訪大明神絵詞』の再検討——」（『武藏大学人文学会雑誌』四十卷二号、二〇一〇年一月）三五八頁。
- 25 「祭絵」では、荒玉社（正月・二月）、若宮社・伊豆早社（正月）、所末戸社（三月・十二月）、野焼社・内玉殿・磯並社（三月）、溝上社・酒室社・四御庵社（七月）、小坂鎮守社（十二月）など
- 26 本稿では触れていないが、「画詞」や「講式」で諏訪大明神の記述がなされる。六月晦日の藤嶋社の記述もそうしたうちの一つとして位置付けられるものである。
- 本稿では北海道大学国語国文学会平成三十年度大会における口頭発表に基づくものである。席上、貴重なご意見を賜った。記して深謝申し上げる。
- （まえだ りょうたろう・北海道大学大学院博士後期課程）

